

地域医療連携推進法人上十三まるとネット定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は地域医療連携推進法人上十三まるとネットと称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を青森県十和田市西十二番町14番8号に置く。

2 本法人は、従たる事務所を青森県三沢市大字三沢字堀口164番地65号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、青森県地域医療構想に基づき、上十三地域における医療連携を推進し、質の高い効率的な医療提供体制を確保することにより、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、青森県上十三地域とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 患者の相互診療体制の構築
- (2) 薬品の地域フォーミュラリーの展開
- (3) 医療機器の有効的な運用
- (4) 災害時における病院間の連携協力の促進
- (5) 上十三地域におけるがん対策の推進
- (6) 職員の人材交流
- (7) 職員の資質向上に関する共同研修及び人財育成

2 本法人は、参加法人等として個人が参加することから、次の事業を行わない。

- (1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集
- (2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業

(医療連携に係るその他の事業)

第6条 本法人は、医療連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業を行う。

第3章 基金

(基金)

第7条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

第4章 社員

(法人の構成員)

第8条 本法人は、本法人の医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

(1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する法人

(2) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する法人

(3) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する個人

(4) 本法人の医療連携推進区域において、介護事業又は地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設又は管理する個人

(5) (1)から(4)の法人又は個人のうち、医療法第70条第1項の参加法人等(以下、「参加法人等」という。)になることを希望しない法人又は個人

(6) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者

(7) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(8) 本法人の医療連携推進区域において、良質かつ適切な医療を効率的に提供する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第9条 本法人の社員になろうとする者は理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

（社員の除外）

第10条 以下については、社員としない。

- (1) 法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

（経費の負担）

第11条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（法人に意見を求める事項）

第12条 第8条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

- (1) 事業に係る重要な資産の処分
- (2) 事業計画の決定又は変更
- (3) 法人の合併又は分割
- (4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止

（任意退社）

第13条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

（除名）

第14条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第15条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。

- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第16条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第17条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議

決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の親族等の数は、役員の総数の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の除外)

第26条 以下の者については、役員としない。

- (1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三親等以内の親族
- (3) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員
- (4) 本法人の参加法人等と利害関係を有する営利事業を営む個人
- (5) 前各号に掲げる者に類するもの

（役員の職務及び権限）

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

（構成）

第31条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(県知事の認可)

第 3 3 条 代表理事の選定及び解職は、青森県知事の認可をもって、その効力を生じる。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りではない。

(招集及び議長)

第 3 4 条 理事会は代表理事が招集し、理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 3 5 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 9 6 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 6 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第 3 7 条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。

3 地域医療連携推進評議会の定員は、8 人以内とする。

4 地域医療連携推進評議会の構成員は、理事会において、第 2 項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第 3 8 条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第 1 2 条の意見を述べるに当たり、本法人に対し、必要な意見を述べることができる。

2 地域医療連携推進評議会は、参加法人等が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べることができる。

3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第39条 地域医療連携推進評議会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第40条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第9章 資産及び会計

(資産)

第41条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(基本財産)

第42条 本法人の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 不動産
- (2) 基金

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の承認を得て、処分し、又は担保に供することができる。

(事業年度)

第43条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第45条 本法人は、毎会計年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告書等の提出等）

第46条 本法人の理事は、前条第4項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第4項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

（貸借対照表等の公告）

第47条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（事業報告書等の備え置き）

第48条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

（1）事業報告書等、監事の監査報告書及び定款

- 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

（県知事への届出）

第49条 本法人は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告

書を青森県知事に届け出なければならない。

（剰余金の不配分）

第50条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

（医療連携推進目的取得財産残額の算定）

第51条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第52条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（定款変更の認可）

第53条 この定款の変更は、認定都道府県知事の認可をもって、その効力を生じる。

（定款変更の届出）

第54条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を青森県知事に届け出なければならない。

（解散）

第55条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
 - (2) 社員総会の決議
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 破産手続開始の決定
- 2 本法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。
- 3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、青森県知事の認可を受けなければならない。

（清算人）

第56条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

- 2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、青森県知事にその旨を届け出なければならない。
- 3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切

の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第57条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第58条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第59条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報により行う。

第12章 雑則

(定款の施行規則)

第60条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附則

(設立時社員)

1 本法人の設立時社員の名称又は氏名及び住所は、次のとおりである。

- (1) 十和田市長 小山田 久
青森県十和田市西十二番町6番1号
- (2) 三沢市長 小桧山 吉紀
青森県三沢市桜町1丁目1番38号

(設立時役員)

2 本法人の設立時役員の氏名及び住所は、次のとおりである。

代表理事	青森県十和田市稲生町14番53号	リラシャンテ601号	丹野 弘晃
理事	青森県十和田市稲生町14番53号	リラシャンテ605号	高橋 道長
理事	青森県三沢市日の出1丁目94番地681号	ル・フィオーレ	齋藤 聡
理事	青森県十和田市西二十二番町6番37号	オリーブ22 D号室	中谷 慎志
理事	青森県上北郡東北町大字大浦字向山51番地57		市川 淳悦
監事	青森県十和田市西四番町7番64号		中屋敷徳浩
監事	青森県三沢市美野原2丁目14番地5号		田辺 正英

附則

この定款は、令和6年3月29日から施行する。

附則

この定款は、令和7年1月14日から施行する。